

関東信越税理士会 熊谷支部 1月例会次第

日時 令和4年1月13日(木)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|------------------|---|----------------|
| (1) 12月 8日(水) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月 8日(水) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 12月21日(火) | 青年部会「租税教育活動」研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 1月 6日(木) | 深谷商工会議所 新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (5) 1月 7日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (6) 1月 7日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (7) 1月11・12日 | 中村文男会員ご母堂様通夜・告別式 | 於 | さいたまセレモニーホール深谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 1月13日(木)午前9時30分～10時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 1月13日(木)午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「個人事業承継税制について」
講師 熊谷税務署 資産課税部門 捧 和彦統括官
- (3) 所沢支部 創立五十周年記念式典・記念講演
日時 1月21日(金)午後2時30分～
場所 ホテル・ヘリテージ飯能 sta.
- (4) 正副支部長・地域長会議
日時 2月 4日(金)午後2時30分～3時30分
場所 熊谷市立商工会館
- (5) 熊谷税務署との協議会
日時 2月 4日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

福島繁夫会員 出演
テレビ埼玉「マチコミ」
令和4年2月2日(水)午後4時30分～

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部 会員数167名

6. 次回例会予定

日時 2月8日(火)午前 10時30分～ 署との協議会・例会
場所 ホテルガーデンパレス
バス 午前10時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 2月8日(火)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「綱紀監察事例研修」
「令和3年分 確定申告研修」
講師 熊谷税務署 各担当官
単位 4単位

バス 午後12時10分 熊谷駅南口

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zei パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和4年1月現在)

3月例会	3月24日(木)	午後	2時00分～
4月例会	4月6日(水)	午前	9時30分～
5月例会	5月11日(水)	午前	9時30分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和4年1月13日
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) マイナンバーカードの取得促進等について

(総務課)

別添1「マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等について」

マイナンバーカードの取得促進については「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）」において、令和4年度末までにほぼ全国民に行

き渡ることを目指すとされております。

国税庁としましては、マイナンバーカードの普及がe-Taxによる申告の利用拡大に繋がるものと考えておりますので、税理士の皆様におかれましては、従業員や関与先の方々に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用及び健康保険証利用申込の促進等の呼びかけを行っていただくよう、お願い申し上げます。

- (2) 令和4年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について (管理運営部門)
別添2「令和4年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」
- (3) 令和3年分確定申告における感染症対策について (個人課税部門)
別添3「令和3年分確定申告における感染症対策について」
- (4) 電子帳簿等保存制度の見直しについて (個人課税部門)
別添4「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」
- (5) 贈与税e-Taxの積極的利用について (資産課税部門)
別添5「贈与税の申告書の作成・送信は国税庁ホームページから！」

贈与税のe-Taxにつきましては、令和2年分の確定申告においても利用が拡大されるなど、税理士会の皆様のご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

贈与税の申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が高く、贈与税のe-Taxの利用を更に促進するためには、税理士の皆様にご利用いただくことが極めて重要と考えておりますので、引き続き、贈与税のe-Taxの積極的なご利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

- (6) 源泉所得税の納付等について (法人課税部門)

令和3年12月中に納付遅延や納税告知があった源泉徴収義務者を中心に、「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ」を送付しております。

また、1月は毎月納付に加え、納期特例の納付期限ともなっておりますので、期限内納付について、関与先へのご指導をよろしくお願いいたします。

なお、3月上旬(予定)には、納付が確認できなかった源泉徴収義務者の方々に「納付照会のはがき」を送付する予定ですので、ご承知おきください。

添付書類

- 1 「マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等について」
- 2 「令和4年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」
- 3 「令和3年分確定申告における感染症対策について」
- 4 「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」
- 5 「贈与税の申告書の作成・送信は国税庁ホームページから！」

5 県税事務所からの連絡事項

○個人事業税に関する照会文書について

添付書類

「個人事業税に関する照会文書の送付について」

6 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

(1) 令和4年度（令和3年分）給与支払報告書の提出について（個人住民税）

令和4年度（令和3年分）給与支払報告書の提出期限が1月31日（月）までとなっています。提出の際には個人別明細書と市・町から送付している総括表を合わせて御提出いただくようお願いいたします。

なお、新規事業所等におきまして総括表が必要となる場合、御連絡をいただければ送付いたします。また、ホームページからもダウンロードできます。

関与先から質問等があった場合には御指導くださるようお願いいたします。

(2) 令和4年度市（町）民税・県民税申告受付について（個人住民税）

令和4年度市（町）民税・県民税申告受付について、市・町にて受付会場を開設します。

詳細につきましては、市・町の広報誌、ホームページ等をご確認ください。

関与先から質問等があった場合には御案内いただきますようお願いいたします。

開催期間	令和4年2月10日（木）から3月15日（火）まで（熊谷市）
	令和4年2月15日（火）から3月15日（火）まで（深谷市）
	令和4年2月16日（水）から3月15日（火）まで（寄居町）

なお、会場内の混雑緩和のため、受付地区の指定を行っているほか、混雑時には時間調整・入場制限・再来場をお願いする場合があります。市（町）民税・県民税申告書は郵送でも提出できますので、御指導くださるようお願いいたします。

熊 総 e 1 - 7
令和4年1月7日

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野 敦夫 様

熊谷税務署長 春日 裕司

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の 促進等について（協力依頼）

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードは、令和3年10月20日から健康保険証としての利用が開始され、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記に示す内容を参考に、貴支部の職員、並びに税理士の皆様、また、それぞれの使用人等や顧客等の皆様に対して、

- ① マイナンバーカードのメリットの周知
- ② マイナンバーカードの積極的な取得と利活用及び健康保険証利用申込の促進の呼び掛け

を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードのメリット拡大について

(1) 健康保険証としての利用

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{*1}で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

(https://www.mhlw.go.jp/str/index_16743.html)



(2) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

(3) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）の取得（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2 広報素材を活用した周知・広報

デジタル庁等が作成する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」（URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>）に掲載しておりますので、貴会・各税理士会及び各支部のイントラネット等に上記URLを掲載するなどして、マイナンバーカードの取得方法^{※4}や利活用方法、安全性、健康保険証の利用申込などについて、貴会・各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様、また、それぞれの使用人等や顧客等の皆様へ周知いただくよう、お願い申し上げます。

※4 マイナンバーカード未取得者に対しては、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。



【広報素材】

○リーフレット

- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？
- ・こ～んなに便利！マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！
- ・マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得で

きるようになります

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

連絡先：熊谷税務署 総務課

TEL：048-522-2253

担当：課長補佐 保坂

令和4年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

1 延滞税

区分	令和4年1月1日～
年 7.3%部分	年 2.4%
年 14.6%部分	年 8.7%

2 利子税

区分	令和4年1月1日～	
利子税（以下を除く）	年 0.9%	
相続税・贈与税の延納利子税	税務署へお問合せください	
相続税・贈与税の 納税猶予に係る 利子税（注）	年 6.6%部分	年 0.8%
	年 3.6%部分	年 0.4%

（注）農地等の納税猶予、非上場株式の納税猶予、山林の納税猶予、医療法人の持分についての納税猶予、事業用資産についての納税猶予及び特定美術品についての納税猶予に係る利子税をいう。

3 還付加算金

区分	令和4年1月1日～
還付加算金	年 0.9%

令和3年12月
国 税 庁

令和3年分確定申告における感染症対策について

令和2年分確定申告に引き続き、令和3年分確定申告についても、**確定申告会場への来場者の削減・分散を図る**などの対策により、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を着実に進めてまいります。

1 確定申告期間中の来場者数の削減・分散

- 自宅等からの e-Tax 利用の更なる推進
- 期前を含めた早期の来場を呼びかけ
- 確定申告会場以外における説明会や相談会の実施

2 会場内の混雑緩和

- 会場レイアウトの大幅な見直しによりソーシャルディスタンスを確実に確保
- 外部会場の追加借り上げによる会場開設期間の拡大
- “入場時間を指定した整理券”を発行（LINE を通じたオンライン事前発行も可能）して入場者数をコントロール

3 確定申告会場における基本的な感染防止策の徹底

- 入場時に検温を実施し、37.5 度以上の発熱がある方や検温を拒否する方等については入場をお断りする
- こまめな消毒を実施
- 換気の徹底（定期的な換気状況の確認を含む）

[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙▼](#)[刊行物等▼](#)[法令等▼](#)[お知らせ▼](#)[国税庁等について▼](#)[ホーム](#) / [法令等](#) / [その他法令解釈に関する情報](#) / [令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて](#)

令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて

改正の概要

[電子帳簿保存法が改正されました（令和3年12月改訂）\(PDF/1,216KB\)](#)

[令和3年度改正 電子帳簿保存法 YouTube動画「国税庁動画チャンネル」掲載資料\(PDF/1,489KB\)](#)

関係法令

[電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律](#)

[電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令](#)

[電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則](#)

※ e-Gov法令検索にリンクしています。施行日についてはリンク先左部「施行日」のリストで切り替えられます。

電子帳簿保存法取扱通達

[「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）（令和3年12月27日）（令和4年1月1日施行分）](#)

[電子帳簿保存法取扱通達（令和3年12月27日付一部改正分まで更新）（令和4年1月1日施行分）](#)

電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）

[令和3年12月27日付課総10-51ほか4課共同「『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）等の趣旨説明について（令和4年1月1日施行分）](#)

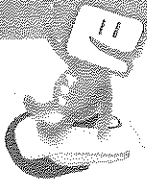
電子帳簿保存法Q & A（一問一答）

[電子帳簿保存法Q & A（一問一答）～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～](#)

電子帳簿保存法関係申請書等の様式

[令和4年1月1日以後に使用するもの（令和3年度税制改正後の適用に関するもの）](#)

贈与税の申告書 の作成・送信は 国税庁ホームページ から！



多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、
ご自宅で申告書を作成することができます！



STEP

1 パソコンから「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



STEP

2 申告書を作成

👍 画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 e-Taxで送信して提出 以下のいずれかの方法により送信

○ マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードの準備



以下のいずれかの方法による
マイナンバーカードの読み取り



スマホによるマイナンバー
カードの申請はこちらから！

ICカードリーダ ライタをお持ちの方

ICカードリーダライタで
マイナンバーカードの
読み取り

(注) 一部のAndroid端末は、ICカードリーダ
ライタとして代用できます。

ICカードリーダライタをお持ちでない方

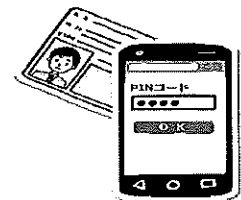
2次元バーコード読み取り



マイナポータルアプリの2次元バーコード
読取機能を使って、パソコンの画面に表示
された2次元バーコードをスマートフォン
で読み取る。

(注) 事前にスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）にマイナポータルアプリをインストールしておく
必要があります。

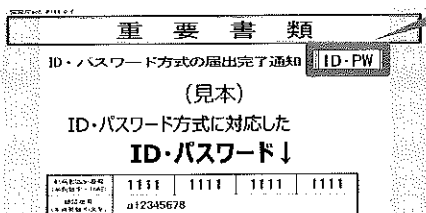
マイナンバーカードの読み取り



スマートフォンに表示される画面
の案内に沿って、スマートフォン
でマイナンバーカードを読み取る。

○ IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人
が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

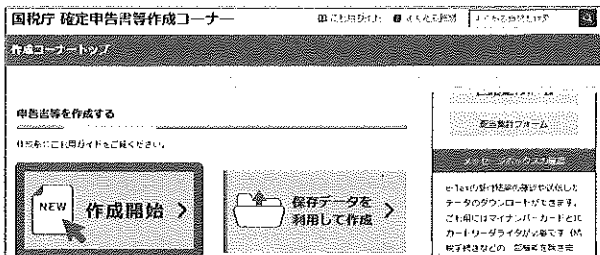
・過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控え
と一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

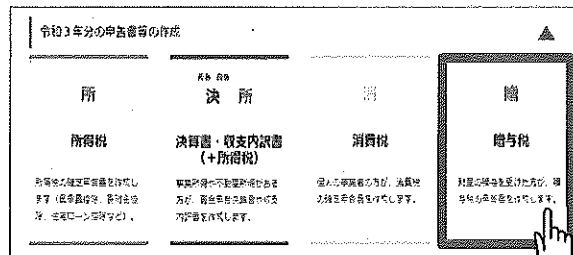
※ 作成した申告書を、印刷して郵送等で所轄の税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから 自宅でいつでも申告♪

トップ画面で「作成開始」を選択します。



「贈与税」を選択します。



申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などを動画でご案内しています。

動画で見る確定申告



- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「 ご利用ガイド」をご確認ください。また、お問い合わせの多い質問は「 よくある質問」に掲載しています。
- 「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの使い方
(操作方法等)

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

上記電話番号につながらない場合

03-5638-5171 (通常の電話料金となります)

申告内容のご相談

所轄の税務署へ
お電話ください。

■ 添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、特定の添付書類（例：戸籍の謄本など）については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

なお、郵送等で書面により提出することもできます。

NEW 登記事項証明書の添付省略

書面やイメージデータ（PDF形式）により提出する必要がある登記事項証明書について、贈与税の申告書を作成する際に不動産番号等を記載することにより、その添付を省略することができます。

なお、不動産番号は、登記事項証明書、登記完了証又は登記識別情報通知に記載されています。

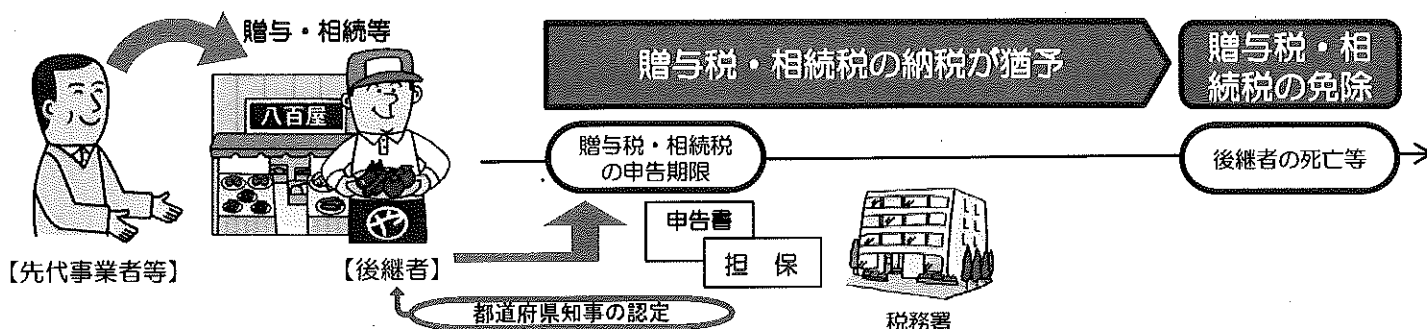
令和3年分の贈与税の申告について

令和3年1月1日～令和3年12月31日までの1年間に個人から財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
 - ② 「相続時精算課税」を適用するとき
- には、申告期限（令和4年3月15日）までに贈与税の申告をしなければなりません。

個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし

- 令和元年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者*1として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日まで*2の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、
- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- ※1 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。
- 2 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限りま。
- 贈与税については2ページ、相続税については6ページをご確認ください。



この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

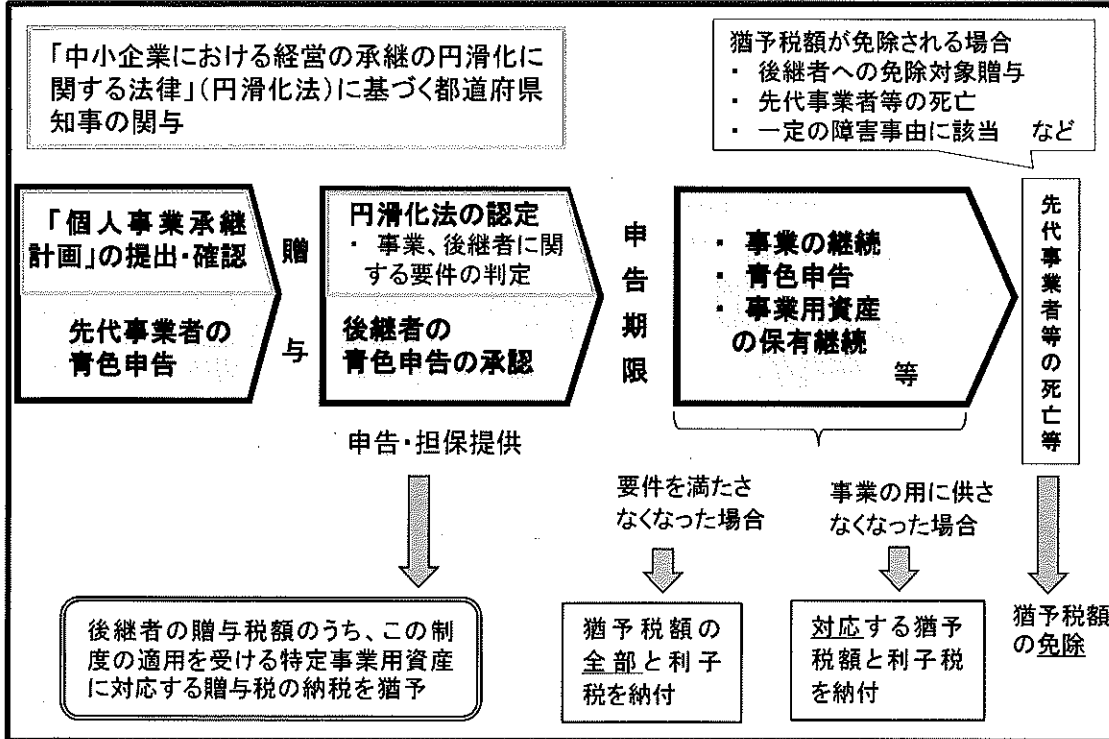
- ① 宅地等(400㎡まで)
- ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

- (注) 1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
- 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
- 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります(11ページ参照)。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



① 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第3号の計画のことをいい、「個人事業承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に限ります。）をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、都道府県の担当課（12ページ参照）にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による55万円（電子申告等を行う場合は65万円）の青色申告特別控除の適用に係るもの（正規の簿記の原則によるもの）に限ります。

※ 贈与後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉
事業の開始の日（贈与の日）から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉
業務を開始した日（贈与の日）から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。
なお、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

※ 令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上になります。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和6年3月31日までに都道府県知事に提出※し、その確認を受けてください。

贈与

※ 贈与の時期についての要件は、10ページを参照

この制度の適用を受けるためには、先代事業者等である贈与者から、特定事業用資産の全ての贈与を受ける必要があります。

贈与税の申告期限までの間

後継者(受贈者)の要件、先代事業者等(贈与者)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください※。

都道府県知事の円滑化法の認定

事業承継後、一定の期限（右記参照）までに、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けるとともに、贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出し、一定の担保を提供する必要があります。

開業届出書の提出・青色申告の承認

◆ この制度の適用を受けるための主な要件

- 1 後継者である受贈者の主な要件
 - (1) 贈与の日において20歳以上※であること
 - (2) 円滑化法の認定を受けていること
 - (3) 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと
 - (4) 贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
 - (5) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業（3ページ参照）及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

申告書の作成・提出

**贈与税の申告期限
までの間**

2 先代事業者等である贈与者の主な要件

(1) 贈与者が先代事業者である場合

- ① 廃業届出書を提出していること又は贈与税の申告期限までに提出する見込みであること
- ② 贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

(2) 贈与者が先代事業者以外の場合

- ① 先代事業者の贈与又は相続開始の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
- ② 先代事業者からの贈与又は相続後に特定事業用資産の贈与をしていること*

3 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

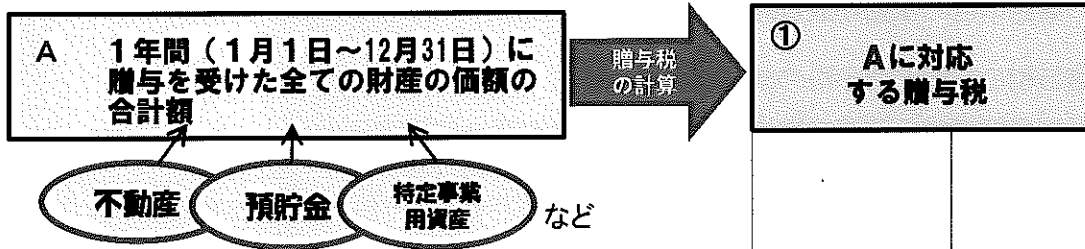
「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの贈与に限ります（10ページ参照）。

<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

ステップ1

贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



「暦年課税」又は「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

ステップ2

贈与を受けた財産がこの制度の適用を受ける特定事業用資産のみであると仮定して贈与税を計算します。



「B」の算定に当たり、特定事業用資産とともに引き受けた債務がある場合は、特定事業用資産の額からその債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかでないものを除きます。）の金額を控除します。

相続時精算課税を適用*する場合には、「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、この制度の適用を受ける特定事業用資産の額の合計額から、特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率をかけた金額を算出し、その合計額が②の贈与税額となります。

※ この制度の適用を受ける場合には、20歳^(注)以上の推定相続人（直系卑属）・孫のほか、これら以外の20歳^(注)以上の者も、相続時精算課税の適用を受けることができます。

（注）令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上に なります。

ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される贈与税」となります。なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。



贈与税の申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

納税猶予期間中
事業の継続

特例受贈事業用資産の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例受贈事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合(確定事由)には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

(1) 贈与税の全額と利子税の納付が必要な場合

- ① 事業を廃止した場合*
- ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
- ③ 特例受贈事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
- ④ 青色申告の承認が取り消された場合

(2) 贈与税の一部と利子税の納付が必要な場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します*。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

- ① 特例受贈事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
- ② 特例受贈事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき(取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。)
- ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき*

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税(8ページ参照)は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「特例受贈事業用資産」とはこの制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

* やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます(5ページ参照)。

* 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限(注)又は最初の「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(6ページ参照)の適用に係る相続税の申告期限(注)のいずれか早い日をいいます。

(注) 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

* ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予」における経営贈与承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

納税猶予期間中

(4ページからの続き)

先代事業者等
(贈与者)の死亡等

先代事業者等(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代事業者等(贈与者)が死亡した場合(下記参照)
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例受贈事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (4) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(8ページ参照)がある場合
- (5) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (6) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例受贈事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている特例受贈事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

4ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(3)の「免除対象贈与」は「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予等の適用を受けるものになります。また、(4)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例受贈事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

先代事業者等(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代事業者等
(贈与者)の死亡

(相続開始)

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受けた特例受贈事業用資産は、相続等により取得したものとみなして、贈与の時の価額*により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けることができます。

「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第13条第6項又は第9項の確認をいいます。

なお、具体的な要件やその手続については、都道府県の担当課(12ページ参照)にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

* 贈与時に承継された債務がある場合(3ページ参照)には、その控除後の金額

相続税の申告期限
までの間

都道府県知事
の円滑化法の
確認

申告書の作成・
提出

◆ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、後継者がこの制度の適用要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の確認」を受けてください。

相続税の申告期限までに、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

「免除対象贈与」における、①先代事業者等(贈与者)に贈与をした者、又は②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与税に係るこの制度の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

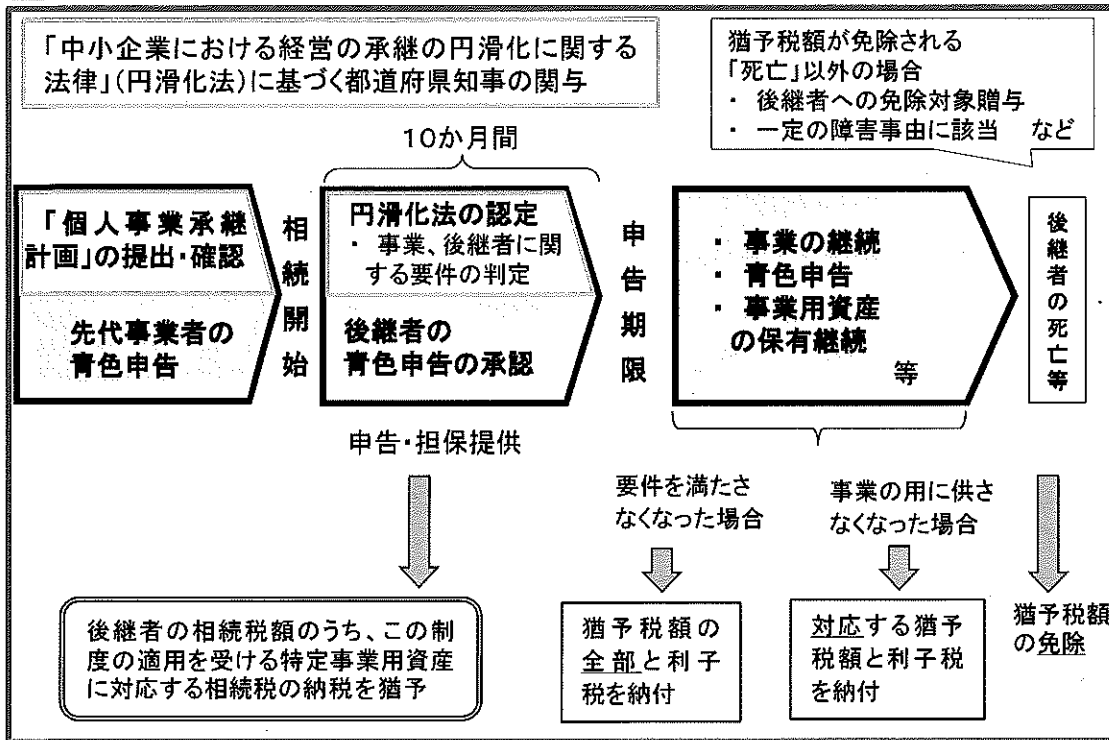
「継続届出書」の提出期限は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出期限が引き継がれることとなります。

相続税の
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法

9ページを参照してください。

② 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、円滑化省令第16条第3号の計画のことをいい、「個人事業承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に限り、)をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的内容や「円滑化法の認定」の手続等については、都道府県の担当課(12ページ参照)にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による55万円(電子申告等を行う場合は65万円)の青色申告特別控除の適用に係るもの(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。

※ 相続後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉
事業の開始の日から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉
先代事業者の相続開始があったことを知った日(死亡の日)に応じ、次の期限までに、税務署長に申請を行う必要があります。

死亡の日	申請期限
その年1/1～8/31	死亡の日から4か月以内
その年9/1～10/31	その年12/31まで
その年11/1～12/31	その年の翌年2/15まで

なお、後継者が相続前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)の所見を記載の上、令和6年3月31日までに都道府県知事に提出※し、その確認を受けてください。

相続開始

※ 相続等の時期についての要件は、10ページを参照

相続開始後に後継者(相続人等)の要件、先代事業者等(被相続人)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください※。

相続税の申告期限までの間

事業承継後、一定の期限(右記参照)までに、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受ける(見込みを含みます。)とともに、相続税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出し、一定の担保を提供する必要があります。

開業届出書の提出・青色申告の承認

申告書の作成・提出

◆ この制度の適用を受けるための要件

- 1 後継者である相続人等の主な要件
 - (1) 円滑化法の認定を受けていること
 - (2) 相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業(同種・類似の事業等を含みます。)に従事していたこと(先代事業者等が60歳未満で死亡した場合を除きます。)
 - (3) 相続税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること(見込みを含みます。)
 - (4) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業(7ページ参照)及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと
 - (5) 先代事業者等から相続等により財産を取得した者が、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと(11ページ参照)

相続税の申告期限
までの間

2 先代事業者等である被相続人の主な要件

- (1) 被相続人が先代事業者である場合
相続開始の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること
- (2) 被相続人が先代事業者以外の場合
 - ① 先代事業者の相続開始又は贈与の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
 - ② 先代事業者からの贈与又は相続後に開始した相続に係る被相続人であること*

3 担保提供

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの相続に限ります（10ページ参照）。

相続税の
申告期限

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署*に相続税の申告をする必要があります。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

納税猶予期間中

事業の継続

特例事業用資産
の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税（8ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

- (1) 相続税の全額と利子税の納付が必要な場合
 - ① 事業を廃止した場合*
 - ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
 - ③ 特例事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
 - ④ 青色申告の承認が取り消された場合
 - ⑤ 青色申告の承認の申請が却下された場合
- (2) 相続税の一部と利子税の納付が必要な場合

「特例事業用資産」とは、この制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

※ やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます（8ページ参照）。

特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている相続税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します*。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

- ① 特例事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
- ② 特例事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）
- ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき*

※ 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する相続税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告期限（注）又は最初の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用に係る贈与税の申告期限（注）のいずれか早い日をいいます。

（注）災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

※ ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予」における経営承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

納税猶予期間中

特例事業用資産
の継続保有等

(7ページからの続き)

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「継続届出書」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

後継者の死亡等

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (3) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(下記参照)がある場合
- (4) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (5) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級)の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級)の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定(要介護状態区分が要介護5)を受けたこと

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている特例事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

7ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(2)の「免除対象贈与」は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予等」の適用を受けるものになります。また、(3)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されません。)

(参考) 利子税の計算方法

- 利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で計算します。

なお、各年の利子税特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減されます(0.1%未満の端数は切り捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%。令和3年は0.4%に軽減。)

(計算式)

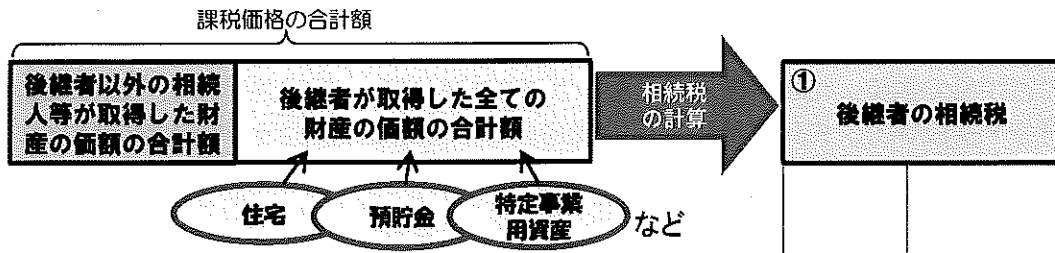
$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^*}{7.3\%}$$

※ 各年の利子税特例基準割合は、国税庁ホームページに掲載されています(令和3年は1.0%)。

- また、(特例)経営(贈与)承継期間を経過した後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付するときには、(特例)経営(贈与)承継期間の利子税の割合については「年ゼロパーセント」に軽減されます。

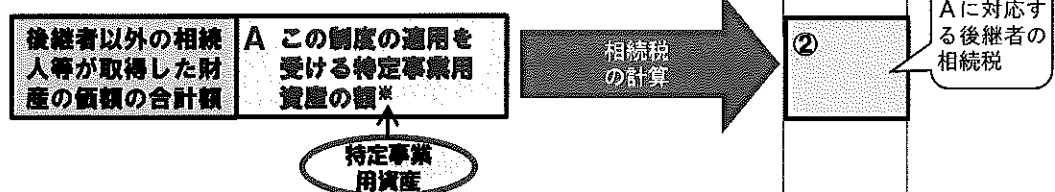
〔参考〕納税が猶予される相続税などの計算方法

ステップ1 全ての財産の価額に基づき後継者の相続税を計算



課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

ステップ2 特定事業用資産のみとした場合の後継者の相続税を計算



後継者が取得した財産が特定事業用資産のみであると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します。

※ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなものを除きます。）の金額を特定事業用資産の額から控除します。

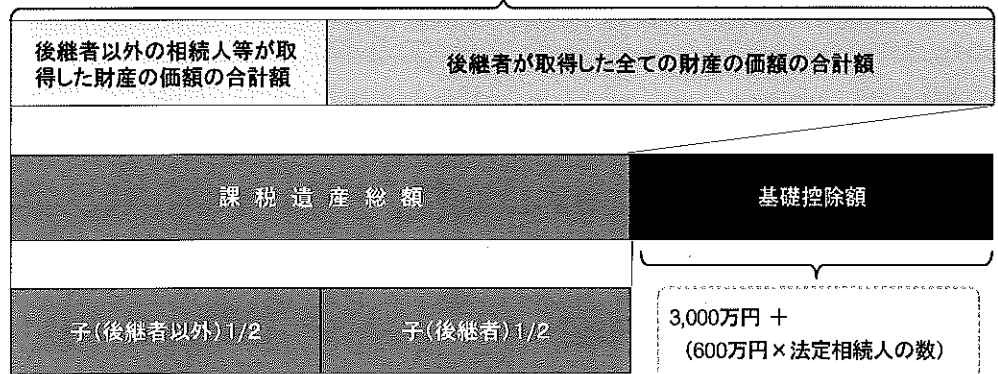
ステップ3 猶予税額等の計算

「②の金額」が「納税が猶予される相続税」となります。なお、「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

猶予税額 ③ 納付税額

〔後継者の相続税の計算方法〕

課税価格の合計額



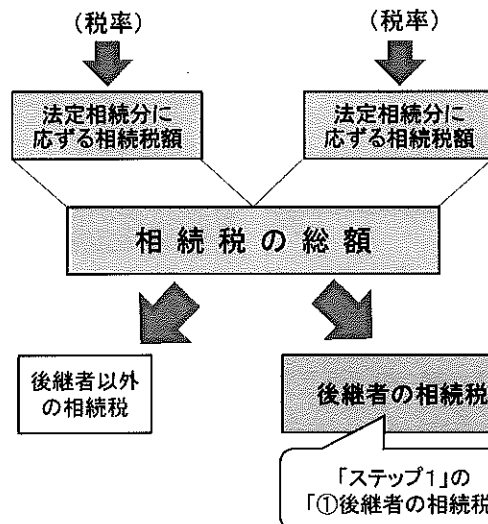
① 課税価格の合計額から「基礎控除額」を差し引き、「課税遺産総額」を算出します。

② 法定相続分で取得したと仮定して「課税遺産総額」をあん分します（図は子2人が法定相続人の場合です。）。

③ ②であん分した額と「相続税の速算表」を基に、各法定相続人別に相続税額を計算します。

④ ③の相続税額を合計し「相続税の総額」を算出します。

⑤ 「相続税の総額」をそれぞれの相続人等が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。このあん分後の金額が、それぞれの相続人等の相続税額となります。



【相続税の速算表】

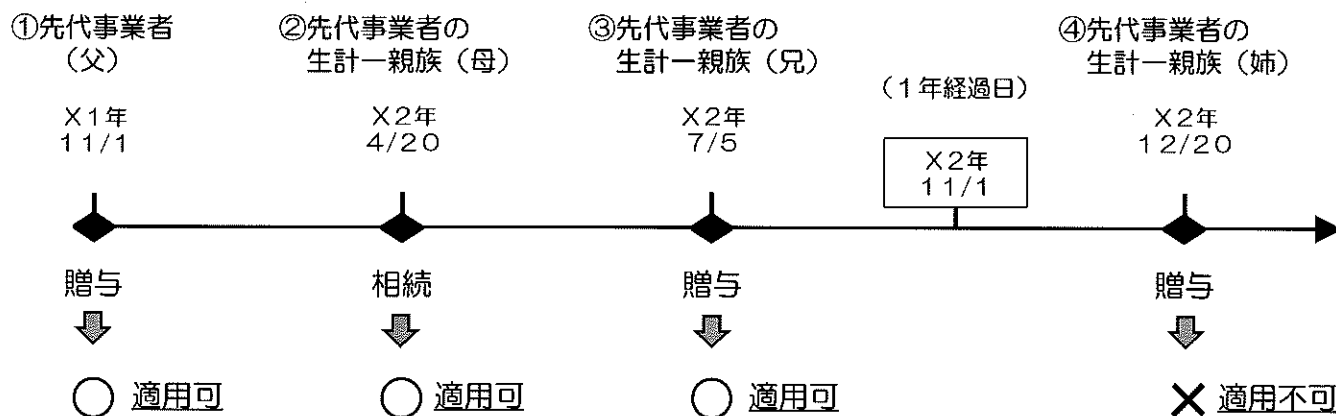
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の特定事業用資産の贈与・相続等であることが要件となります。

また、先代事業者以外の者からの贈与・相続等について個人版事業承継税制の適用を受けようとする場合には、上記の期間内の贈与・相続等で、先代事業者からの最初のその適用に係る贈与・相続等の日から1年を経過する日までの贈与・相続等であることが要件となります。

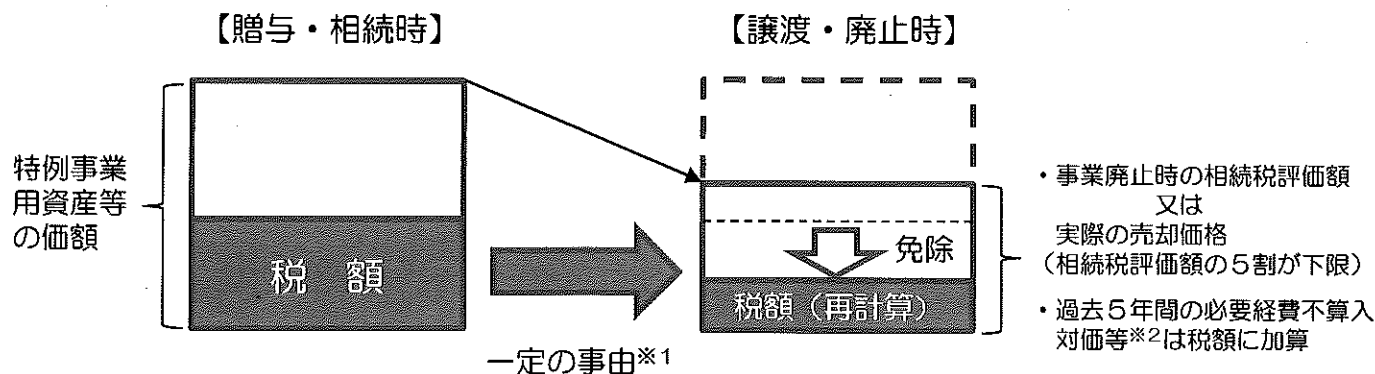
(例) 最初に贈与税の個人版事業承継税制の適用を受けている場合(×1年11月1日に贈与)
最初の贈与の日から1年を経過する日(×2年11月1日)までの間の贈与(相続等)が対象となります。



(注) 適用対象となるものは平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与・相続等に限りません。

事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について

事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したときには、その対価の額(譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります。)を基に贈与(相続)税額等を再計算し、再計算した税額と過去5年間の必要経費不算入対価等の合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます(再計算した税額は納付)。



※1 特例事業用資産等に係る事業について、①直前3年中2年以上その事業に係る事業所得の金額が0未満の場合、②直前3年中2年以上その事業に係る総収入金額が前年を下回る場合、③後継者が心身の故障等によりその事業に従事できなくなった場合。

2 「必要経費不算入対価等」とは、後継者の親族など、特別関係者が当該事業に従事したことその他の事由により後継者から支払を受けた対価又は給与であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

〔参考〕 小規模宅地等の特例

1 特例の概要

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を次のとおり減額する特例です。

なお、この特例の適用を受けるためには、その宅地等を取得した者が相続税の申告期限まで、その宅地等を保有し、事業の用又は居住の用に供しているなど、一定の要件を満たす必要があります。

用途	区分	限度面積	減額割合
事業用	特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
居住用	特定居住用宅地等	330㎡	80%

2 個人版事業承継税制との適用関係

先代事業者等（被相続人）に係る相続等により取得した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合、その適用を受ける小規模宅地等の区分に応じ、個人版事業承継税制の適用が次のとおり、制限されます。

	適用を受ける小規模宅地等の区分	個人版事業承継税制の適用
イ	特定事業用宅地等	適用を受けることはできません。
ロ	特定同族会社事業用宅地等	「400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積」が適用対象となる宅地等の限度面積となります*1。
ハ	貸付事業用宅地等	「400㎡－2×(A× $\frac{200}{330}$ ＋B× $\frac{200}{400}$ ＋C)」が適用対象となる宅地等の限度面積となります*2。
ニ	特定居住用宅地等	適用制限はありません*1。

*1 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ハによります。

*2 Aは特定居住用宅地等の面積、Bは特定同族会社事業用宅地等の面積、Cは貸付事業用宅地等の面積です。

〔参考〕 個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

円滑化法の認定等に関する窓口について

個人版事業承継税制の適用を受けようとしている方、又は、適用を受けている方の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に基づく認定、確認及びそれに係る申請書の提出に関する窓口は後継者の主たる事務所が所在する都道府県です。

また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については先代事業者の主たる事務所が所在する都道府県になります。

<各都道府県のお問合せ先>

令和3年4月1日現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 中小企業・創業支援課	023-630-2354	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3181	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 経営支援課 経営革新係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 産業振興課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係	026-235-7194	熊本県	【製造業以外】商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	058-272-8389		【製造業】商工労働部 産業振興局 産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 創業・経営課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>】

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 不動産照会

不動産貸付収入及び駐車場貸付収入がある方の個人事業税額算出にあたっては、貸付物件の種類や件数等を把握する必要があります。

そこで、令和 3 年分の貸付状況を確認するため、照会文書により「不動産の賃貸状況明細書」の提出をお願いします。

照会予定件数 **569 件**

2 医業照会

医師、歯科医師、柔道整復師等を業とする方の個人事業税算出にあたっては、社会保険診療の収入額や自由診療の収入額等を把握する必要があります。

そこで、令和 3 年分の収入額等を確認するため、照会文書により「社会保険診療等に係る収入金額等の明細書」の提出をお願いします。

照会予定件数 **259 件**

3 照会の根拠規定

地方税法第 72 条の 55 第 4 項及び埼玉県税条例第 31 条の 10 第 3 項

4 回答期限等

(1) 照会文書発送予定日 令和 4 年 2 月 1 日 (火)

(2) 回 答 期 限 令和 4 年 3 月 31 日 (木)

5 問合せ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当 (個人事業税担当)

電話 : 048-523-0475

照会様式

○不動産の賃貸状況明細書

姓 名		年 月 日	
住 居		〒 市 町 丁目	
氏 名		電話番号	

※平成3年度の賃貸収入の明細が記載された上で記入してください。金額は必ず千円単位で記入してください。

賃貸開始年	賃貸終了年	賃貸の目的	賃貸の場所	賃料	収入	支出	備考

過去に賃貸状況を確認している場合は、その情報を印字した様式により照会します。
平成3年の収入金額を御記入いただくと共に、適宜加筆や修正をお願いします。

収入金額合計	平成3年度の賃貸収入合計額を千円単位で記載してください。	円
--------	------------------------------	---

所得控除金額を千円単位で入力してください。①は、租税控除額の控除額合計額（10月1日～5月31日・6月31日）。②は、扶養控除額を千円単位で入力してください。

本表で表示例に準じて記載する場合は、御記入いただき、書き入れがないものは空白欄として提出してください。

①
②

※国・自治体等から支払われる収入の明細書については、お問い合わせください。
〒 市 町 丁目 番 号
姓 名

○社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

姓 名		年 月 日	
住 居		〒 市 町 丁目	
氏 名		電話番号	
年 月 日		収入金額	
年 月 日		収入金額	
年 月 日		収入金額	

① 社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

収入の種類	収入金額	収入の時期
社会保険診療等の収入		円
社会保険診療等以外の収入等（自由診療等）		円
合計収入（社会保険診療等および社会保険診療等以外の収入）		円
合計支出（社会保険診療等および社会保険診療等以外の収入）		円
所得控除額（社会保険診療等および社会保険診療等以外の収入）		円
所得控除額（社会保険診療等および社会保険診療等以外の収入）		円

② 所得控除額等の明細書

所得控除の種類	金額	備考
社会保険診療等に係る収入の所得控除額		円 ①の①
社会保険診療等以外の収入の所得控除額		円 ①の②
合計所得控除額		円

③ 所得控除額の明細書

所得控除の種類	金額	備考
社会保険診療等に係る収入の所得控除額		円 ②の①
社会保険診療等以外の収入の所得控除額		円 ②の②
合計所得控除額		円

④ 所得控除額の明細書

所得控除の種類	金額	備考
社会保険診療等に係る収入の所得控除額		円 ③の①
社会保険診療等以外の収入の所得控除額		円 ③の②
合計所得控除額		円

※国・自治体等から支払われる収入の明細書については、お問い合わせください。
〒 市 町 丁目 番 号
姓 名

令和4年1月13日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野敦夫
副支部長 中村武司
地域長 福島泰彦
研修部長 森戸 裕

税理士会36時間規定研修

令和3年度例会時熊谷支部確定申告研修会

毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、ご出席いただけますようご案内申し上げます。

なお、出席人数は各事務所の会員の人数までとします。

また、研修は参加できないが、研修資料希望の会員は下記をご提出ください。資料の数も事務所の会員数までといたします。後日、例会資料と一緒に送りいたします。

記

日時 令和4年 2月 8日 (火) 午後13時00分～17時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「綱紀監察事例研修」
「令和3年分確定申告研修」
講師 熊谷税務署各担当官
所得税 消費税
資産税 管理運営
対象 税理士会会員及び職員
(各事務所、会員数を限度とする)
単位 4単位
バス 熊谷駅南口 12時10分発

★資料準備の為、1月20日(木)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和4年2月8日の確定申告研修会出席人数

_____名 会員事務所名_____

欠席の場合、確定申告研修資料希望

_____冊 会員事務所名_____

令和4年1月13日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野 敦夫

日頃は、熊谷支部運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
今年もよろしくお願いたします。

さて、2月8日は午前10時30分から署との協議会・例会、午後に確定申告の研修会の予定です。つきましては、例会終了後、昼食時に弁当をご用意いたします。原則会場での食事ですが、車中で食べていただくこともできます。その場合、容器は持ち帰り用ではないので、食べ終わったらすぐに返却をお願いいたします。予約注文になっておりますので、昼食を希望される方は、お手数をおかけしますが事務局までFAXをお願いいたします。

※新型コロナウイルスの感染状況等により、配布が中止となる場合があります。

FAX 048-521-9612 1月24日(月)締め切り

令和4年2月8日の昼食を希望します

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

※キャンセルされる方は3日前までに事務局までご連絡ください

税理士事務所における無料税務相談日程表

令和4年2月

中央地区				南部地区	
井口大輔	2月 1日	根岸太郎	9日	伊東修二	1日
岡本祐一	2日	増田亮吉	14日	内田拓志	1日
木島重雄	3日	松本一良	10日	大久保秀彦	2日
曾根和也	4日	村田克也	7日	大山 進	3日
納見 宏	9日	山崎浩成	3日	大山 亨	3日
西田政隆	10日	陸名久好	10日	岡田 正	9日
橋本直樹	1日	渡邊慶二	9日	金井千尋	14日
本塚雄一郎	7日			川田 茂	1日
吉留良平	10日			木村和吉	15日
渡辺 実	14日	西部地区		栗林昭人	10日
渡辺 保	15日	足立憲夫	1日	小島 広	15日
渡辺雅江	15日	石澤利一	3日	林 法政	2日
		大谷廣安	1日	林 正浩	2日
東部地区		大谷宏一	1日	原 靖	3日
天笠裕司	1日	小野澤克則	4日	蛭川俊也	4日
飯島賢二	1日	柿沼和歌枝	9日	蛭川高鋭	4日
石井喜浩	2日	小島周二	2日	藤野佳子	15日
伊藤寿子	14日	塩田哲也	15日	水野敦史	7日
市原忠男	7日	清水一宏	7日	森 いづみ	9日
小野博行	10日	柴崎 健	14日	森川裕介	15日
加藤一郎	14日	曾根邦夫	3日	森戸 裕	14日
梶沢邦夫	3日	瀧山英太	9日	安原宣彦	4日
久米真理子	7日	染谷芙美子	4日	吉澤春男	3日
櫻澤 敦	2日	高橋幸一	2日	吉田福一	9日
嶋田洋一	3日	竹村宗一	3日	龍前篤司	10日
清水 武	15日	富田秀昭	15日		
清水茂昭	15日	橋本 博	10日		
鈴木 昇	4日	長谷部信行	2日		
高橋泰三	2日	長谷部好一	2日		
高橋勤二	2日	福島泰彦	14日		
武田 司	3日	堀野富士夫	15日		
田代充雄	4日	武藤伸悟	1日		
富井晴夫	1日				
能見孟俊	14日				

北部地区		深谷地区		萩原美明	15日
秋池正江	2月 1日	相原信夫	2月 1日	濱野高志	2日
姉崎正一	1日	新井 進	4日	福島 昭	1日
井田幸子	14日	石坂哲也	3日	福島繁夫	1日
大島孝夫	4日	大久保匡志	2日	本田 章	4日
金谷初雄	9日	荻野正博	9日	前山信一	3日
神田福男	3日	荻野晴美	9日	横村义彦	15日
木本英男	2日	荻原利彦	10日	横村啓訓	15日
小島久幸	15日	笠原行男	4日		
小林拓人	3日	金子良光	15日		
櫻井富美子	14日	神山隆夫	9日		
鈴木雄一	10日	木藤久丹江	1日	大里地区	
須永栄子	1日	熊崎美杉	2日	新井政雄	1日
戸井田利夫	15日	黒須克仁	10日	新井弘貴	1日
戸井田 浩	4日	小暮隆史	15日	磯部庄三	2日
中村武司	7日	小林幹夫	10日	兼子重雄	3日
萩原直幸	3日	高岡 洋	3日	相馬広明	7日
橋本泰久	9日	武田 哲	14日	中澤一雄	9日
堀越雄司	2日	武田匡哉	14日	橋本則彦	10日
前嶋修身	15日	土屋政信	7日	小林喜一郎	14日
前島義邦	2日	角田房司	10日	小林賢一郎	14日
前島義徳	2日	寺山智久	2日	南 絹代	1日
増田俊樹	3日	富岡宏之	4日	山本文子	4日
三澤欣一	9日	中澤仁之	14日	吉橋 徹	2日
峯岸克俊	4日	中野敦夫	1日	吉橋理沙	2日
森嶋秀人	7日	中村文男	3日	吉田 厚	2日
森田正男	3日	中村敏行	14日		
山川宏之	1日	西尾裕之	15日		
油井豊仁	9日	根岸文男	4日		
吉田嘉高	14日	灰野耕二	3日		
吉田貴之	14日				

令和 3 年分税務相談表(会員事務所用)

確申 様式1号

年 月 日	年 月 日
支 部	関東信越税理士会 熊谷支部
担当税理士	

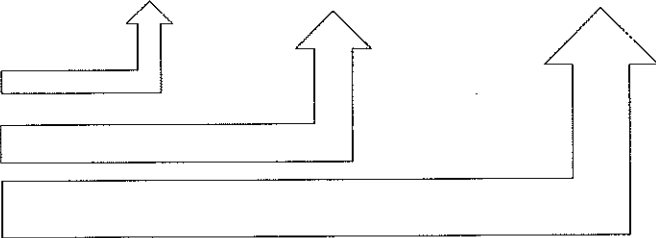
申告書提出月日を記入してください

相談日	氏 名	住 所	電話によ る相談	申告書			報酬
				受理		未受理	
				書面 による	代理送信 による		

該当する場合は○印

いずれか一つの該当項目に○印

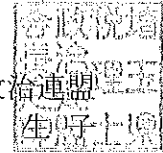
有 料 分 に ○ 印



※確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

各 位

埼玉県税理士政治連盟
会 長 岸 生 野 士 郎



令和 4 年度 埼玉県税理士政治連盟の会費納付について

埼玉県税理士政治連盟(以下「埼玉税政」)の会費収納については、関東信越税理士会(以下「本会」)に「会費収納に関する事務処理」を委託しております。

令和 4 年度からの会費収納は、本会が行う会費一括収納により埼玉税政の会費も同時に口座振替いただくことにご理解、ご協力をいただければ幸いです。下記の内容をご覧ください、お手数ですが F A X にてご返信をお願いいたします。

今後とも埼玉税政の活動にご賛同いただき、会費納入のご協力をお願い申し上げます。

会費一括収納に埼玉税政の会費(年 2 回 5,000 円ずつ)も同時に口座振替いただくことに承諾をする場合には A に○を、承諾しない場合には B に○をお願いいたします。※いずれかに○印をお願いいたします。	
<u>A 承諾します</u>	<u>B 承諾しません</u>
上記「A 承諾します」に○の方はこの委託に基づき、埼玉税政の会費を年 2 回 5,000 円ずつ口座振替いただきます。ただし事務手続の関係上、令和 3 年度の会費は、埼玉税政作成の郵便払込票によりお振込みいただければ幸いです。	上記「B 承諾しません」に○の方は埼玉税政事務局から年会費 1 万円の郵便局振替用紙を郵送します。
税理士登録番号 _____	
氏名 _____ 印	
返送先：埼玉県税理士政治連盟 FAX:048-665-3888	

お問合せ先
埼玉県税理士政治連盟事務局 担当 日下部、工藤、松岡
TEL : 048(665)3111

既にご提出いただいている方におかれましては、再提出不要です

埼税協熊谷地域1月例会

令和4年1月13日(木)

<会務報告>

令和4年1月11日(火) ひまわり生命との協議会
15:30～ 清水園

<会務予定>

令和4年1月19日(水) 地域長会
15:00～ パレスホテル大宮

令和4年2月3日(木) 全税共VIP表彰式
ホテルニューオータニ

<提携企業インフォメーション>